

2.職員の任免と職員数 職員の採用・退職や昇任、職員数など

●職員の採用・退職者

区分	事務職	技術職	福祉・医療職	教育職	技能労務職	小計	再任用	合計
退職	24人	6人	8人	4人	5人	47人	9人	56人
採用	16人	3人	10人	4人	0人	33人	15人	48人
職員数	502人	108人	157人	22人	40人	829人	71人	900人

※退職は平成28年度、採用・職員数は平成29年4月1日

●部門別職員数と主な増減理由 (各年4月1日現在、単位:人)

部門	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
	28年	29年			
普通会計	議会	8	8	0	
	総務	172	173	1	事務量の見直し
	税務	48	51	3	事務量の見直し
	民生	211	216	5	事務量の見直し
	衛生	75	75	0	
	労働	2	5	3	事務量の見直し
	農林水産	14	13	▲1	事務量の見直し
	商工	11	8	▲3	事務量の見直し
	土木	105	102	▲3	事務量の見直し
	計	646	651	5	
教育	105	99	▲6	事務量の見直し	
消防	1	1	0		
小計	752	751	▲1		
公営企業等会計	水道	29	28	▲1	事務量の見直し
	下水道	24	24	0	
	その他	44	40	▲4	事務量の見直し
	小計	97	92	▲5	
合計	849 (972)	843 (972)	▲6 (0)		

※再任用短時間勤務職員は含みません。合計欄の()内は、条例定数の合計です

●昇任の状況 (29年4月1日付)

区分	男	女
部長昇任者	6人	0人
次長昇任者	7人	0人
課長昇任者	12人	1人
主幹昇任者	22人	10人

●年齢別職員構成の状況 (29年4月1日現在)

区分	職員数
20歳未満	4人
20～23歳	32人
24～27歳	68人
28～31歳	77人
32～35歳	58人
36～39歳	56人
40～43歳	73人
44～47歳	121人
48～51歳	110人
52～55歳	113人
56～59歳	117人
60歳以上	14人
計	843人

※再任用短時間勤務職員は含みません

3.職員の勤務時間、その他の勤務条件 標準的な勤務時間や休暇制度など

●勤務時間の概要(標準的なもの)

月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分(7時間45分勤務)

●休暇制度の概要・種類

- ▶有給休暇…年次有給休暇、病欠休暇、特別休暇(産前産後、子の看護、忌引、結婚など)
- ▶無給休暇…介護休暇、組合休暇、育児休業、部分休業

●年次有給休暇取得日数(28年1月～12月)

平均取得日数	9.9日
--------	------

●平成28年度育児休業・部分休業取得者数

育児休業	29人
部分休業	17人

4.研修、人事評価の評定 研修と人事評価の評定方法

●研修の概要

平成28年度は、職務に応じた基本研修や外部教育機関への派遣研修など100コース延べ3,207人が受講しました。

●職員の人事評価の評定の状況(業績評価:9月と3月に実施、能力評価:9月に実施)

平成28年度の人事評価の評定は、全職員を対象に、業績評価と能力評価に対し、それぞれ5段階で実施しました。評定結果は、勤勉手当と昇任などに活用しました。

5.分限・懲戒処分 心身の故障や一定の義務違反に対する免職や休職など

平成28年度に分限(休職)処分を受けた職員は7人です。また、懲戒(戒告、減給)処分を受けた職員は4人です。

6.勤務条件に関する措置の要求と不利益処分に関する不服申し立て

平成28年度の勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する不服申し立て、職員の苦情の申出及び相談はありませんでした。

詳しい内容は市の公式ホームページで公表しています

問合せ職員課へ内線3512

市職員の給与などを公表

「地方公務員法」と「狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の給与や職員数などの状況をお知らせします。

地方公務員法では、職員の給与、勤務時間、勤務などの運営状況を公表することを定めています



1.職員の給与 職員の給与や報酬、平均給与など

●平成28年度人件費(普通会計決算)

住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支※1	人件費(B)	人件費率(B/A)
152,730人 (29年3月31日現在)	44,624,148 千円	1,462,712 千円	7,319,788 千円	16.4%

※1 歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額

●平成28年度職員給与費(普通会計決算)

職員数 ※2(A)	給与費				1人当たりの 給与費(B/A)
	給料	職員手当 ※3	期末勤勉手当	計(B)	
752人	3,035,377 千円	830,611 千円	1,279,219 千円	5,145,207 千円	6,842 千円

※2 28年4月1日現在。再任用短時間勤務職員は含みません

※3 退職手当は含みません

●一般行政職の級別職員数

区分	(29年4月1日現在)								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務	主事補 技師補	主事 技師	主任	主査	主幹	課長	次長	部長	—
職員数	45人	76人	63人	144人	109人	55人	11人	10人	513人
構成比	8.8%	14.8%	12.3%	28.1%	21.2%	10.7%	2.1%	2.0%	100.0%

※狭山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数(税務職、福祉職、教育公務員、技能労務職、企業職は含みません)

●平成28年度職員手当の状況

区分	内容(29年4月1日現在)	1人当たり支給年額
期末・勤勉手当	期末手当2.6月分、勤勉手当1.7月分 ※職務の級などによる加算措置あり	1,689,853円
地域手当	給料、扶養手当および管理職手当の総額の11%	450,971円
特殊勤務手当	特殊、不快、著しく危険等の業務に従事する職員に対して支給	58,475円
扶養手当	①配偶者12,500円 ②子7,000円 ③親など6,500円	239,151円
住居手当	①借家など…家賃に応じて支給(最高27,000円) ②持ち家…5,000円	125,426円
通勤手当	①電車など…運賃相当額 ②車など…通勤距離に応じた額	74,818円
管理職手当	管理・監督の地位にある職員に支給	542,293円
時間外勤務手当	正規の勤務時間以外に勤務したときに支給(管理職を除く)	355,254円

●特別職の報酬など

職	給料・報酬	期末手当	退職手当	
			給料月額(円)×在職月数×0.4025	給料月額(円)×在職月数×0.23
市長	970,000円	4.1月分	給料月額(円)×在職月数×0.4025	給料月額(円)×在職月数×0.23
副市長	815,000円			
教育長	750,000円			
議長	510,000円	4.1月分	給料月額(円)×在職月数×0.4025	給料月額(円)×在職月数×0.23
副議長	460,000円			
常任委員長・ 議会運営委員長	450,000円			
議員	440,000円			

●職員(一般行政職)の初任給

区分	(29年4月1日現在)	
	狭山市	国
大学卒	184,800円	178,200円
高校卒	155,800円	146,100円

●職員の平均年齢・平均給料月額 (29年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	43.6歳	334,900円
技能労務職	53.8歳	360,300円

●平成28年度 ラスパイレース指数 ※4

一般行政職	技能労務職
101.4	124.1

※4 国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数

●職員の退職手当 (29年4月1日現在)

区分	支給率	
	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分

※支給率は、県市町村総合事務組合の支給条例に基づくものです